

平成 23 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 フューチャーアーキテクト株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 金 丸 恭 文
(コード番号 4722、東証第一部)
問合せ先 執行役員 中 島 由 彦
(T E L (03) 5740 - 5724)

訴訟（反訴）の提起がなされたことに関するお知らせ

当社は、日東電工株式会社（以下「日東」という。）に対し、平成 21 年 11 月 30 日付で新販売システムの開発にかかる請負代金等に関する請求訴訟を東京地方裁判所に提起し（以下「本訴」という。）、現在係争中ですが、日東より本訴に対する反訴が平成 23 年 12 月 19 日付で東京地方裁判所に提起されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 反訴を提起した者（反訴原告）

- (1) 名称 日東電工株式会社
- (2) 住所 大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号ハービス OSAKA オフィスタワー
- (3) 代表者 取締役社長 柳楽 幸雄

2. 反訴の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 反訴提起があった裁判所 東京地方裁判所
- (2) 反訴提起の日 平成 23 年 12 月 19 日

3. 反訴の内容

- (1) 反訴の内容 契約解除による原状回復及び損害賠償請求
- (2) 請求金額 金 24 億 4677 万 2084 円及びこれに対する遅延損害金

4. 反訴の原因及び提起に至った経緯

当社は、平成 21 年 12 月 1 日付「請負代金等請求訴訟提起に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、日東に対して本訴を提訴いたしました。これに対し、今般、日東が当社との契約を解除して原状回復と損害賠償請求の反訴提起を行ったものであります。

5. 今後の見通し

当社は日東との契約に基づき新販売システムを完成させて納品しておりますが、本訴提起から 2 年以上が経過し、争点の整理も相当に進んできている今に至り、何ら根拠も合理性もない反訴提起を行う日東の姿勢は、争点を拡散させ、訴訟の進行を徒に遅延させるばかりと危惧しております。

当社といたしましては、本訴提起から一貫して誠実に訴訟活動を遂行しており、今後もこれまでに同様に適切に訴訟を遂行していくことにより、最終納品物に対する検査さえ行っていないにもかかわらず「開発に失敗した」などとする日東主張の不当性が明らかになり、反訴を含めた本訴訟において当社主張の正当性が認められるものと確信しております。

なお、本訴訟による当社の連結及び個別業績に与える影響は現時点では軽微と認識しておりますが、本訴訟の進捗に応じて必要な開示事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上